

# 沖縄公庫 工事審査業務手数料規程

## (総則)

第1条 この沖縄公庫 工事審査業務手数料規程（以下「規程」という。）は、沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「センター」という。）が、沖縄振興開発金融公庫との間に締結した業務委託契約（原契約及び原契約に基づく変更契約を含む）の第3条に定めるところによる工事審査業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

## (手数料の区分)

第2条 工事審査業務の手数料は、マイホーム新築(財形単独含む)・建売住宅・都市居住再生建設(個人系)（以下「マイホーム新築等」という）、省エネ賃貸・サービス付き高齢者向け賃貸・都市居住再生建設(事業系)（以下「省エネ賃貸等」という）、マンション購入(財形単独含む)・分譲マンション(事業主申請)・都市居住再生購入（以下「マンション購入等」という）及び中古住宅購入・住宅改良（以下「中古住宅購入等」という）に区分するものとする。

## (マイホーム新築等における手数料)

第3条 マイホーム新築等における工事審査手数料は、**別表Ⅰ**のとおりとする。

## (省エネ賃貸等における手数料)

第4条 省エネ賃貸等における工事審査手数料は、**別表Ⅱ**のとおりとする。

## (マンション購入等における手数料)

第5条 マンション購入等における工事審査手数料は、**別表Ⅲ**のとおりとする。

## (中古住宅購入等における手数料)

第6条 中古住宅購入等における工事審査手数料は、**別表Ⅳ**のとおりとする。

## (申請手数料の減額)

第7条 当センターが定める期間内に、当センターが定める戸数以上の申請が見込めるときで、沖縄公庫の工事審査業務が効率的に実施できると当センターが判断した時は減額することができる。  
2 前各号に定めるもののほか、当センターと申請者等が別途協議により公平に手数料金の設定を行い、沖縄公庫の工事審査業務申請を行うとき。

## (手数料の納入方法)

第8条 申請者は、別表に定める金額を申請と同時に一括して納入する。ただし、センターが指定する銀行口座に振り込む方法で納入することもできる。

## (工事審査の判定通知書の再交付料金)

第9条 申請者が工事審査の判定通知書を紛失した場合の再交付にあつては、再交付事務手数料として3,300円（税込）を納入するものとする。

## (手数料の返還)

第10条 収納した手数料は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により工事審査業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## (交通費)

第11条 第2条及び第3条の手数料の額に別途交通費（バス賃実費の往復料金）を加算する。また、検査業務が離島で行われる場合は、旅費（交通費実費＋宿泊を要する場合は宿泊費）を加算する。

## 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する